

## 横芝光町ホームページバナー広告掲載取扱要領

平成20年2月8日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、横芝光町広告掲載に関する要綱（平成27年横芝光町告示第2号。以下「要綱」という。）第4条の規定により、横芝光町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において「バナー広告」とは、町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の内容)

第3条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告掲載の位置)

第4条 広告掲載の位置は、町ホームページ上で指定した場所とする。

(広告の規格)

第5条 広告の1枠あたりの規格は、次の各号に掲げる規格の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高さ 天地60ピクセル
- (2) 幅 左右120ピクセル
- (3) 容量 4キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式又はJPEG形式（動画は不可）

(掲載期間及び枠数)

第6条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、最長12月とする。

2 広告掲載枠数は、最大6枠とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、町内に事業所を有するものについては1枠あたり月額6,000円と、町内に事業所を有しないものについては1枠あたり月額1万円とす

る。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町ホームページにおいて行うものとする。

2 募集は、4月から翌年3月までの間に係る掲載枠について行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、横芝光町ホームページバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申し込むものとする。

(1) 会社案内、パンフレット等（事業内容がわかるもの）

(2) 市区町村民税の納税証明書等

(3) 画像データを印刷したもの

(4) その他町長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の申込みがあったときは、要綱第3条に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、横芝光町ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者へ通知するものとする。

3 町長は、申込者数が第6条に規定する掲載枠数を超えるときは、次に定める各号の順により広告掲載の可否を決定するものとする。なお、同順位のものにあつては、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 町内に事業所等を有するもの

(3) 町外に事業所等を有するもの

4 前項の規定によっても申込者数が第6条の枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、町長の指定する期日までに第7条に規定する広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告原稿の作成)

第12条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号に該当する場合は、横芝光町ホームページバナー広告申込内容変更届(別記第3号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 要綱第6条の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、横芝光町ホームページバナー広告掲載決定取消通知書(別記第4号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責めによらない理由により、広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料を返還する。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料は返還しない。

(免責事項)

第16条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告料金の返還、損害の補償等を町に請求しないこととする。

- (1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検又は改良による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他町のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における戦争等の有事に起因するサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

2 町は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の横芝光町ホームページバナー広告掲載に関する要綱第10条又は横芝光町広報紙広告掲載に関する要綱第9条の規定により決定した広告掲載については、なお従前の例による。

別 記

第1号様式(第9条)

横芝光町ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

横芝光町長 様

事業所所在地

事業所名

電話番号

F A X 番号

横芝光町ホームページバナー広告掲載取扱要領第9条により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

リンク先のURL	
バナー広告原稿	<input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> データ
掲載希望期間	年 月から 年 月まで ( 箇月間)
広告主の概要	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
<b>【担当者連絡先】</b> 担当者名： E-mail： 電話番号：	

- 注意：1 バナー広告の規格は縦60ピクセル、横120ピクセル、データ容量4キロバイト以内  
2 掲載期間は1箇月単位  
3 月の途中で掲載を中止した場合、料金は返還しません。  
4 申請内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。

第2号様式(第10条)

横芝光町ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日に申請のありました横芝光町ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

掲載する。

掲載しない。(理由： )

2 広告掲載期間

年 月 から 年 月まで

3 広告掲載料の納入

納入通知書により、納入期限までにお支払ください。

4 その他

広告掲載については、横芝光町広告掲載に関する要綱及び横芝光町ホームページバナー広告掲載取扱要領に従ってください。

第3号様式(第13条)

横芝光町ホームページバナー広告申込内容変更届

年 月 日

横芝光町長 様

事業所所在地

事業所名

電話番号

FAX番号

横芝光町ホームページバナー広告の掲載について、次のとおり変更します。

変 更 す る 内 容	
変更前	
変更後	

第4号様式(第14条)

横芝光町ホームページバナー広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで決定した広告掲載については、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

(取消しの理由)



